

議長(田村利一)他に異議はなつか

第六番(田村幾太郎)この議員の任期は四年であり委員の任期は一年であるので厚生委員からと限りず各 30歳より一名の選衡がよいと述べる

第七番(設楽美知)第八番議員の発言は賛成すると述べる

議長(田村利一)正副議長及若 30歳より一名の選衡について異議ないか否かを今議に諮り異議はないのび若 30歳より一名の選衡をいいと述べ、選衡終了と暫く休憩を宣する

議長(田村利一)開会を宣し選衡の結果を次の通り発表し
田村利一、木村田幸彦、野島毎、野井中作、田村綱一

議長(田村利一)是等申上りたる通り選任したるが異議あるか否かを今議に諮り、此金欠異議はないのび決定する旨を告げし

日程第五(議案第四号)国保運営協議会運営委員改選

に關する件

議長(田村利一)本件議題として第一読会を開く旨を告げし

書記 朗読

議長(加藤中佐)議員の改選により、今を代表する委員三名を選出し

二、次ぐ事になり、医師、歯科医師を代表する委員及被保険者代表の委員各一名の改選については所取の選定により議会の承認を受けざる事になると述べる

第六番(田村幾太郎)委員の任期は何年か

助役(新藤英太郎)二年です

議長(田村利一)選衡は如何なる方法によるか

第六番(田村幾太郎)正副議長と若 30歳より一名の選衡委員により

つて選定

議長(田村利一) 芳々八番議士の発言は異議あるや否かを会議に諮りし処、異議がないので正副議長及び各ブローより一名の選定を宣す

議長(田村利一) 雨合を宣し選定の結果を、厚生委員、田村英太郎、船本甚平、新保英代子以上三名に決定したが、これについて異議あるか否かを会議に諮りし処、異議がないので決定する旨を告げる

所収(加藤市郎) 医師、歯科医師を代表する者の一名については西夏子都の医師会長の山田正禮先生に又、被保険者代表には任期が終つた前回の代表者中林良一氏を推薦したいと申し出る

議長(田村利一) 所長より推薦のあった両氏について、異議あるか否かを会議に諮りし処、全員異議がないので決定する旨を告げる

会議録署名議員選定

議長(田村利一) 署名議員の選定は指名推薦により指名者を議長とする旨を告げ、会議に諮り、異議がないから指名推薦によることに決する旨を告げる

議長(田村利一) 九の者を指名し一名毎に会議に諮り、異議なく決する

田村政一 石川武雄 森田良一

議長(田村利一) 会議を閉する旨を告げる

議長(田村利一) 本会議を閉する旨を告げる 時に午後四時三十五分

右会議の次第を記載しその相違ない事を証する
 ためニに署名する

昭和二十五年五月二日

福井市議会

全全全

議長 議員 議員 議員

田村利 田村政 石川武雄 森田茂一



昭和 一應

五月五日 市議会 市議会の会議録を別紙
 の通に記録するものとして市調査の上
 署名捺印及捺印中照らし集

議会議書記



井上毅太郎

田村福一

田村美知

田村政

（漢字約千二百字と二千字の重版
 四万冊と多いが四万冊か）

- 第七番 瀬古清藏 第十一番 橋本雄一
- 第八番 高橋三郎 第十二番 井梅茶輔
- 第九番 中野五郎 第十三番 田村幾太郎

右会議の次第を記載しその相違ない事を証する
 ためこに署名する

昭和二十六年五月二日

福生町長殿

昭和二十六年
 五月二日
 明願ひます

右の者は頭書番地へ居住

東京市山手区
 明願

昭和二十六年福生町議会(定例)会議録

昭和二十六年六月三十日福生町議会定例会を福生町役場に招集する
 一應招議員尤の通り

第一番	田村政一	第十番	貫井伊作
第二番	石川武雄	第十一番	野島 毎
第三番	森田 崑一	第十二番	村尾種吉
第四番	井上頼太郎	第十三番	船木甚平
第五番	田村 福一	第十四番	並木竹松
第六番	設楽美知	第十五番	森田 幸藏
第七番	瀬古清藏	第十六番	橋本雄一
第八番	高橋三郎	第十七番	井 梅栄輔
第九番	中野七五郎	第十八番	田 村幾太郎

茅十九番	森田 誠重	茅二十三番	村尾 四郎
茅二十番	鮎沢 美代子	茅二十四番	西村 節
茅三十一番	村野 瓦平	茅三十五番	田村 利一
茅三十二番	村野 盛一	茅三十六番	高橋 彦市

一 会議の事件の通り

- 一 福生町税賦坐收條例の一部正^改につて
- 二 指定寄附受取に關する件
- 三 南新道排水溝設置工事施行の件
- 四 建物買収並地上權讓受に關する件
- 五 消防委員選任の件
- 六 字名地番改称の件
- 七 福生町消防委員任命につて同意を求めける件

- 八 民生委員推薦委員の委嘱に關する件
- 九 第三小学校通学区域に關する件
- 一〇 青梅街道改修工事施行に關する件
- 一一 隨意契約締結に關する件
- 一二 助役選任につて同意を求めける件

議長(再利)二月三日午後一時三十分開会を宣可る

一 地方自治^市才百三上条の規定に於て議長の請求によつて出席した者次の通り

町長 加藤市藏 主事 大野忠一 橋本 孝藏

一本会の書記次の通り

囑託 貫井 花代次 高水 永

議長(再利)二月三日午後一時三十分開議を宣可る

一 出席者は次の通り

田村政一	石川武雄	森田花一	井上頼太郎	田村福一
設樂美知	瀬古清藏	高橋三郎	中野圭一郎	母井伊作
野島 毎	村尾種吉	杉本甚平	並木竹松	森田幸藏
橋本雄一	井梅泰輔	田村幾太郎	森田誠重	船沢義代子
村野花平	村野盛一	村尾四郎	西村 節	田村利一
高橋 秀市				

一議長(田村利一)本会の会期を一日とする旨を告げる

日程才(議案才四五号)福生町税賦課率收例の一部改正について

書記 朗読

一所長(藤市藏)地方税法改正案に依りて町税々々の賦課徴收條例

の改正の必要とありと連々均等割及所得税割のパーセント賦課率收
期日等について説明をした

とある

一第九番(中野五郎)均等割について法人の三〇〇円を二、〇〇〇円としたらどれ位の増税願

一町長(加藤市藏)四〇〇万円の増収となる

一第九番(中野五郎)均等割の四〇〇円に上るは新聞ラジオ等いろいろの
の報導にて今年には三〇〇円となり一〇〇円昨年度より減税となるのを
聞いては折柄三〇〇円用とあることは町財政上止むを得ないと一々二の
均等割増収の外に陰に於いて所得の増進をいたして均衡な賦課を出
来たら均等割の個人一〇〇円法人の四〇〇万円の増収以上のもの賦課率收
出すると思う 又昨年度は地方税法の改正の時期がつかぬ関係も
あつて止むを得なかつたと思うが納期が遅く短期間に納税したため
支拂の面に於てはいたが本年はそうしたやうのないよう勤労者の月割
室收する三〇〇を明記して頂きそして納税者の便を計る頂きたい

一町長加藤市蔵「オの質問には色々財政委員会及警務委員会に於ても
一はば研討したかハナリと」した線は出なかつたかニホにつくは近
税務署、地方事務所、町警察署と合同会議年をこつたヤミ的な
所得を調査のとニホに對し課税増収をたと思考して居る

第二の質問の納期問題につくは第三十一條にある如く各月増収となつて
居りますかニホは定額資産税の納期であり一應ニホは安々と
思つてこつた納期者の立場から月割の納税につくは技術的に
事務者にやらせて出来れば此を改正して行きたい

一第三番(西村節)勤労大衆的な納期をこの外に一項を加えて懲り
と云ふことある

一主事大野忠二給子及拂者は所得税と全時に町民税と増収すると云う
ことになつたか本年度はこの項の改正が遅れたが本年はやらぬか

一来年度から実施する予定です

一第七番(井梅嘉輔)四期の納期につくは二月から七月迄の期間が長いこの点
考慮して頂きたい

一町長(加藤市蔵)基礎は一月一日であるかニホは年度の多業の始まるのか
四月一日である三月、四月、という月は繁雑な月であり又固定資産
税との関係もあるのか七月一日とした

一第三番(西村節)三十一條の問題でこの條例は結締的に言えば増税と
とり立ての方法であると思つたのでかりそめに決定し得ないか町長カミワ
た通り警察その他と協議すると云う力強い裏付けによつてニホを討議
しなけねばならない只研究するだけでは心もとないそつた事は不
堅実な着加益を羽を伸して行くといふことになる現実に所得のある
ものにはこれに對し均衡な課税をすべきである

一町長(加藤市蔵)意気かたらないというふうな私の言を言葉の肉便でその町村
たかしめはないか。そうした考えでははい。先程も申し上げたようにその基本を
握つて努力して行きたい

一茅十番(船木甚平)均等割の増収四万円は増税による分か

一町長(加藤市蔵)三万円を四万円として課税した場合の増である

一茅十番(西村節)住民として登録したものと及その他者につづきの賦課は

一主事(大野忠)四月日をおさえて賦課するのでその当時の居住者には転出

してもその町に於て全部賦課する

一茅五番(田村福二)三四条の件であるが茅三の学校建設費に於て財源

の獲得は当然必要である事はよく解るが五万円の新得のある

者も五万円の所得のある者も一棟に二万円の増税は大衆課税で

あるから反対だ

一町長(加藤市蔵)固定資産税であるというは有る者に賦課するものであると思ふがその税

の対照の衡平であるが賃貸賃価格が不均衡であるというはそうした関係上

昨年

全橋四区内均等割をした。又学校建築の起債の関係から最

高価額とした

一茅十番(田村福二)所得税割の二八の率は上げると均等割は大衆課税となるから

二丁五丁など

一町長(加藤市蔵)昨年と今とこの面をどうしたか

一茅十番(設楽美知)財政委員会では均等割を上げるとは大衆課税となるから固定

資産税をという結論であるが収場側でこれを訂正されたと思ふ

うみとみいう訳か御尋ねない

一茅十番(伊井伊作)固定資産税の増収三万円は適正な課税の増収か

一町長(加藤市蔵)適正課税による増収である

一 茅十番(貫井伊作)適正な課税でやるべきであるがその内容に於て十二万坪を要する
百区劃整理地区の賃賃価格の高いものを標準として上げた

一 町長(加藤市藏)区劃整理地区を標準として他を上げた

一 茅十番(田村幾太郎)役場側と財政委員会側意見が違つて居るように思われる
から財政委員長よりその説明をされたい

一 議長(田村利一)暫く休憩する旨を告げる時 二時三十分

一 議長(田村利一)再会を告げる時に 二時三十五分

一 町長(加藤市藏)役場側より相違して居ると言う件ですみこれは私の就取前の
の事でありこれに於て責任は私と持ちかねない財政事情の逼迫のため
各町村共本年度約等割に於てその申合せをいたすような次第で
あり 起債の利息だけでも年四五万円も拂うような訳です

一 茅十番(西村節)新議員としてはこの件に於て審議してないと言うことか

一 町長(加藤市藏)そうです

一 茅十番(西村節)條例は定められては居るが今定めなうとも言う平和には税は
減額となるべきを平和に遂行して税が加重すると言う事は思われ
金額に於ては追て定めたりと思ふ

一 町長(加藤市藏)呂今の漸次結算な事と思ひますが学校問題等考えて
この線まで頂きたいと思ふ委員附託審議の上でよいと思ひます

一 茅十番(貫井伊作)委員制度が確立して居る上から町長の意は意として委員
附託として差支ないと思ふ

一 茅十番(野島毎)四月五日の政委員会では就取してないが^主責任が持てないと
云うようでしたか申張りもあつたやうと思ふので町長として^主責任を持
たないと言うことはないと思ふ

一 議長(田村利一)三十四条 委員附託という事がありませんがその他に於ては議決

て頂けるか

一 第五番(森田幸藏) 財政委員会に於てそのれから議案に於けるか

一 第六番(西村節) 当然町会に於てみまひた本年度予算 仰りなみり時でもよい

一 町長(加藤市藏) 町承知のように納期は七月となつて居るのぞ納税期に間に合ない
では困るのぞその上町会の上 財政委員会の一任か再審議を決定して
頂きたい

一 第七番(村野花平) 町内とあるの四丁目とするか云うことは財政委員会に於て
今一度本会議に於て決定して頂きたい

一 第八番(井梅嘉輔) 委員附託とあることも結構な事と思ふこの問題を責任持
つて委員会に於て決定する事は至難の事と思はれるのぞ是は本会議
に於て頂きたい

一 第九番(高橋彦市) 町民の関心を持つ問題であり委員会に於てから本会議に

に於けるか当然と思ふ

一 第十番(貫井伊作) 委員会に於て決定することかまらずいふ云うようであり一應委員
会 委伍という事となつた場合はその委員が専断的に審議すると思ふ
簡単に取扱うような事は考へられなかつたと思ふのぞ委員附託で差支
ないと思ふ

一 第十一番(西村節) 委員会政治が活動すると思ふことは本会議に町知事するの納税期
の問題もあり委員会に於て審議したものを本会議に於てみまひたか当然
だと思ふ

一 町長(加藤市藏) 時局的に今時にと云うことは出来なかつたと思ふのぞその上町承
願いたい

一 第十二番(田村孝太郎) 町長はすぐ決める頂きたいとのようであり、又委員会附託と
いふような話もあるが二十四条の審議はあとにして頂きたい